

調査対象及び調査項目

冠婚葬祭業について

1. 調査対象

冠婚葬祭業の調査対象は、以下の事業を営む事業所が調査の対象となる。

①葬儀業

主として死体埋葬準備、葬儀執行を業務とする事業所(斎場、式場、ホール等)をいい、葬儀執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに附随する物品の給付など葬儀に係る一切のサービスを請負うことを業務としている事業所。

地方公共団体の施設(斎場等)で、地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設(斎場等)は調査対象にはならない。しかし、地方公共団体の施設(斎場等)であっても、管理・運営を委託している場合(「指定管理者制度」利用の施設)には、その業務を受託している事業所(企業)が調査の対象となる。

②結婚式場業

主として挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する事業所(結婚式場)。

③冠婚葬祭互助会

加入者が毎月一定額の掛け金を前払金として払込むことにより会員となり、冠婚葬祭の儀式に関するサービスを会員に提供する事業所。

割賦販売法に規定する前払式特定取引の許可を受けた事業者が該当する。

なお、次のような業務を行う事業所は、本調査の対象としていない。

- ① 法事・法要後の食事会等の飲食が目的な場所(飲食店、料理屋など)
- ② 葬儀、法事・法要などの業務の取次・あっせんのみを行っている事業所
- ③ 冠婚葬祭互助会において、互助会員の会員募集のみを行う営業所
- ④ 霊きゆう自動車運送のみを行っている事業所
- ⑤ 納棺のみを行っている事業所
- ⑥ 火葬を業務とする事業所
- ⑦ 生・造花、神・仏具、墓地・墓石、香典返し等の販売・あっせんのみを行っている事業所
- ⑧ 棺、神・仏具、祭壇等葬具の製造・販売のみを行っている事業所
- ⑨ 宗教団体の礼拝の施設
- ⑩ 結婚式場業務を主たる業務としないホテル、レストランなどの事業所
- ⑪ 結婚相談、結婚相手の紹介、婚礼のための相談などを行う事業所
- ⑫ 婚礼のための施設の紹介、あっせんを行う事業所
- ⑬ 地方公共団体の施設(斎場等)で、地方公共団体が直接管理・運営を行っている施設

2. 調査項目

- (1) **事業所数**は、調査結果(平成25年7月1日現在)の母集団数である。

事業所のうち、「**単独事業所**」とは、他の場所に同一経営の本社・本店や支社・支店、営業所などを持たない事業所。「**本社**」とは、他の場所に同一経営の支社・支店・営業所などがあり、それらのすべてを統括している事業所。「**支社**」とは、他の場所にある本社・本店の統括を受けている支社・支店・営業所などの事業所。

なお、該当事業所数とは、当該項目に記載のあった事業所数をいい、事業所数の内数である。調査事項によっては複数の項目に記載している事業所が存在しているため、事業所数を「該当事業所数」で表記している。

(2) **経営組織別**は、法律の規定により法人格を認められて事業を経営するもののうち、株式会社、合資会社、合名会社及び合同会社は「会社」、前記以外のものは「会社以外の法人・団体」(外国に本社・本店がある外国の会社を含む。)である。また、「個人経営」は個人で事業を営んでいるものである(個人による共同経営の場合を含む。)。

(3) **資本金額(又は出資金額)**は、平成 25 年 7 月 1 日現在で払込済みの資本金又は出資金の額。

(4) **従業者数**は、平成 25 年 7 月 1 日現在の数値。

①**従業者数**とは、事業所に所属している者で、当該業務(冠婚葬祭業務をいう。)以外の業務の従業者及び、他の会社(企業)など別経営の事業所へ出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者(送出者)を含み、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者(受入者)を含まない。

雇用形態別項目区分は、以下のとおりである。

ア 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」、「有給役員」、「常用雇用者」、「臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)」

a 「個人業主(個人経営の事業主)及び無給の家族従業者」のうち、個人業主(個人経営の事業主)とは、個人経営の事業主(共同経営者を含む。)で、実際にこの事業所に従事している者。無給の家族従業者とは、個人業主の家族で、賃金、給与を受けずに事業所の業務に常時従事している者。

b 「**有給役員**」とは、経営組織が「会社」、「会社以外の法人・団体」の役員(常勤、非常勤を問わない)で報酬や給与を受けている者。

c 「**常用雇用者**」とは、「一定の期間を定めずに雇用されている者、又は1か月を超える期間を定めて雇用されている者」又は「平成 25 年 5 月と 6 月にそれぞれ 18 日以上働き、現在も雇用されている者」で「一般に正社員、正職員などと呼ばれている者」、「パート・アルバイトなど」に区分される。

・「**一般に正社員、正職員と呼ばれている人**」とは、常用雇用者のうち、一般に「正社員」、「正職員」などと呼ばれている者。

・「**パート・アルバイトなど**」とは、「一般に正社員、正職員などと呼ばれている人」以外で「嘱託」、「パートタイマー」、「アルバイト」又はそれに近い名称で呼ばれている者。契約社員もここに含まれる。

・「**就業時間換算雇用者数**」とは、「パート・アルバイトなど」に記入した従業者全員の総労働時間(1週間分)を所定労働時間(1週間分)で除して算出した人数。

d 「**臨時雇用者(常用雇用者以外の雇用者)**」とは、常用雇用者以外の雇用者で、1か月以内の期間を定めて雇用されている者又は、日々雇用されている者。

イ 「**総計のうち、別経営の事業所に派遣している人**」とは、事業所全体の従業者(2. (4))のうち、他の会社など別経営の事業所に出向・派遣している者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所で働いている者。

②「**総計のほかに別経営の事業所から派遣されている人**」とは、当該事業所に他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして他の会社など別経営の事業所からきて働いている者。

(5) **事業従事者数**は、平成 25 年 7 月 1 日現在の数値。

事業従事者数とは、事業所の従業者(2. (4))から「別経営の事業所に派遣している人」を除き、「別経営の事業所から派遣されている人」を含めた人数の計。

① **主たる業務(冠婚葬祭業務)の部門別事業従事者数**は、冠婚葬祭業務に従事する、下記の部門別の事業従事者数をいう。

ア 「企画・管理部門」とは、一般に、総務、企画、人事、経理及び予算などの業務に従事する者、結婚式プラン等の企画業務に従事する者。

※有給役員のうち、「主たる業務」を担当する役員は、ここに含まれる。

イ 「営業部門」とは、契約者との連絡・調整等の業務に従事する者。

ウ 「受付」とは、フロント、クローケに従事する者。

エ 「宴会・会食、サービス」は以下のとおり。

 a.「ホール担当」とは、宴会場、会食場の配膳、接客に従事する者。

 b.「その他」とは、カメラマン、フラワー・アレンジメント、ヘアメイク、着付け、介添等に従事する者。

オ 「司会・進行」とは、式の司会・進行に従事する者。

カ 「調理」とは、宴会、会食のための料理の調理に従事する者。

キ 「その他」とは、施設の管理・運営、警備員、運転手など、上記以外の業務に従事する者。

②うち、別経営の事業所から派遣されている人は、上記部門別事業従事者数のうち、他の会社など別経営の事業所から出向・派遣されている者又は、下請けとして働いている者。

③葬祭ディレクターの数(1級取得者)は、葬祭ディレクター技能審査協会が実施する厚生労働省認定の「葬祭ディレクター1級」取得者で、その事業所(葬儀場など)で実際に働いている者。

(6) **年間売上高**は、平成24年1月1日から12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に得た事業所全体の売上高及び業務別(「冠婚葬祭業務」及び「その他業務」)の売上高で、利益や所得ではなく経費を差し引く前の売上高(事業収入額)に消費税額を含めた金額。また、「冠婚葬祭業務」には、冠婚葬祭業務に関わるあっせんなどの手数料収入が含まれる。したがって、当該年間売上高には、営業として行っていない財産運用や財産売却による収入(いわゆる営業外収入)は含まれない。ただし、互助会事業での前受金に係る金利収入は、売上高の「冠婚葬祭互助会事業」に含めている。

なお、当該年間売上高には、本社・支社(営業所)間及び支社(営業所)相互間の企業内取引によるサービス提供を行った場合は、提供価格若しくは振替仕切額(提供価格若しくは振替仕切額がない場合は、そのサービス提供原価)を売上高としている。

(7) **業務種類別**の区分は、以下のとおり。

①「**結婚式業務**」は、挙式、披露宴の挙行など婚礼のための施設・サービスを提供する業務等。挙式・介添・室料、飲食料、花、貸衣裳、美容・着付、写真(ビデオ撮影を含む。)、引き出物等の売上高が含まれる。

 また、お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等の売上高も含まれる。内訳は以下のとおり。

〈挙式・披露宴〉

ア 「**挙式・介添料・室料**」とは、挙式・披露宴に係る、挙式費用、披露宴会場、控え室等の使用料及び介添料。

イ 「**飲食料(サービス料含む)**」とは、挙式・披露宴に係る、料理、飲物代。

ウ 「**花**」とは、ブーケ、会場装花代。

エ 「**貸衣装**」とは、新郎・新婦及び出席者の衣装代(持込み料を含む。)。

オ 「**美容・着付**」とは、新郎・新婦及び出席者の化粧代、着付け代。

カ 「**写真**」とは、記念写真、スナップ写真、ビデオ撮影代。

キ 「**引き出物**」とは、引き出物(持込み料を含む。)代。

ク 「**その他**」とは、司会、演出、キャンドル、ケーキ、手数料、衣装(着物、ドレス、飾り)の販売等、上記以外の挙式・披露宴による売上高。

〈その他〉

慶事(お宮参り、七五三、節句、入学祝い、卒業式、成人式、長寿祝い等)による売上高。

②「**葬儀業務**」は、葬儀執行のための祭壇等葬具の貸出し、通夜・葬儀式の進行・運営その他に関する便益の提供及びこれに附隨する物品の給付など、葬儀に係る一切のサービス(靈きゅう運送、生・造花、返礼品、仕出し料理など葬儀施行業務に直接関わる業務)に係る業務の売上高が含まれる。

また、法事・法要等の売上高も含まれる。内訳は以下のとおり。

〈葬儀一式請負〉

ア 「**式典進行・設営・葬具**」とは、棺、式場・祭壇設営、受付記帳用事務用品、遺影写真、司会・進行、式場案内等。

イ 「**会場・室料**」とは、式場・控室等の会場・室料。

ウ 「**飲食料(サービス料含む)**」とは、お清め(通夜ぶるまい)、精進落としなど。

エ 「**生花**」とは、葬儀に使用した花代。

オ 「**返礼品販売**」とは、返礼品の販売による売上高。

カ 「**その他**」とは、貸衣裳、テント、葬儀業務に関わる受取仲介手数料等、上記以外の葬儀一式請負による売上高。

〈その他〉

法事・法要等による売上高。

(8) **年間取扱件数**は年間の挙式・披露宴、葬儀取扱件数及び、冠婚葬祭互助会を活用した披露宴、葬儀件数。

〈挙式・披露宴〉

①「**年間挙式・披露宴取扱件数及び冠婚葬祭互助会活用件数**」は、年間で取り扱った挙式、披露宴の件数を「**挙式及び披露宴**」、「**挙式のみ**」、「**披露宴のみ**」ごとに分けたもの。また、「うち、**冠婚葬祭互助会を活用した件数**」はそれぞれのうち数で、冠婚葬祭互助会を活用した件数。

②「**年間形態別挙式取扱件数**」は、①の「**挙式及び披露宴**」、「**挙式のみ**」について、形態別に分けたもの。区分は以下のとおり。

ア 「**神前式**」とは、神前において行う結婚式形態。

イ 「**キリスト教式(教会式)**」とは、キリスト教会又は結婚式教会において行う結婚式で、牧師が司式し、賛美歌、聖書の朗読、指輪の交換などを行う形態。

ウ 「**人前式**」とは、宗教色のない友人・知人や近親者の前で結婚を誓う形態。

エ 「**写式**」とは、結婚記念の写真撮影のみを行う形態。

オ 「**その他**」とは、仏前式など上記に該当しない形態。

③「**年間披露宴費用規模別取扱件数**」は、①の「**挙式及び披露宴**」、「**披露宴のみ**」について、披露宴1件当たり費用を「**費用規模別**」に分けたもの。

④「**年間披露宴単価規模別取扱件数**」は、①の「**挙式及び披露宴**」、「**披露宴のみ**」について、披露宴の出席者1人当たりの費用を単価規模別に分けたもの。

〈葬儀〉

⑤「**年間葬儀取扱件数及び冠婚葬祭互助会活用件数**」は、年間で取り扱った葬儀の件数。また、「うち、**冠婚葬祭互助会を活用した件数**」は、うち数で、冠婚葬祭互助会を活用した件数。

⑥「**年間葬儀費用規模別取扱件数**」は、⑤の「**年間葬儀取扱件数**」について、葬儀1件当たりの費用を費用規模別に分けたもの。

(9) **年間営業費用**は、平成24年1月1日から12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間の事業所全体の「給与支給総額」、「広告宣伝費」、「施設管理費」、「販売手数料」、「減価償却費」、「外注費」、「賃借料」(「土地・建物」、「機械・装置(情報通信機器、その他)」)及び「他の営業費用」の計(消費税額を含む。)。

①「**給与支給総額**」は、1年間に支給した給与額(基本給、賞与、諸手当等で定期的、臨時に支払われたもの)及び退職金の総額(税込み)。

なお、営業費用から支払われる「役員」の報酬及び賞与、「パート・アルバイトなど」、「臨時雇用者」の給与、当該事業所で主として「給与を支払っている出向・派遣者(他の会社など別経営の事業所で働いている者)」の給与を含む。

②「**広告宣伝費**」は、ポスター、チラシ、テレビ用オンエアビデオテープなどの広告宣伝費用(外注分、媒体支払い費を含む。)。

③「**施設管理費**」は、建物や会場の改裝・修繕費や敷地内補修費などの施設管理に要した費用。なお、施設管理を業務委託している場合には、「外注費」に含めないで「施設管理費」に含める。

④「**販売手数料**」は、商品の販売やサービスの提供に際して、代理店や外交員、仲介人等に支払う手数料。冠婚葬祭互助会に支払う手数料を含める。

⑤「**減価償却費**」は、取得価額が10万円以上の建物、機械・設備・装置などの償却費の額。

⑥「**外注費**」は、業務の一部又は全部を他の企業へ委託、下請け、その他の形式で発注した場合の費用。この外注費には、本社・支社・営業所間の同一企業内取引も含む。

⑦「**賃借料**」は、「土地・建物」又は「機械・装置」を借りて業務を営んでいる場合の1年間の賃借料の額。

ア 「**土地・建物**」は、土地・建物を借りて業務を営んでいる場合の、この1年間の賃借料。管理費などの共益費、月極駐車料金も含む。

イ 「**機械・装置**」は、「情報通信機器」と「その他」に分かれる1年間の賃借料の額。

・「情報通信機器」は、有線通信機器、無線通信機器、放送装置、自動交換装置、ファクシミリ、電子計算機(パソコン、サーバなど)、端末機器、補助装置、電子計算機附属機器などの賃借料の額。

・「その他」は、自動車、複写機・プリンタなど、「情報通信機器」以外の機械・装置の賃借料の額。

⑧「**その他の営業費用**」は、上記①～⑦以外の営業費用で以下のものである。

仕入高(飲食物、食材、花(生花)、引き出物、返礼品等の仕入代金)、支払手数料(ロイヤリティを含む。)、水道光熱費、派遣労務費、旅費、交通費、通信費、消耗品費、土地・建物及び機械・装置以外の賃借料、修繕費、福利厚生費、租税公課など。

(10) **年間営業用固定資産取得額**は、事業所において平成24年12月1日から12月31日までの1年間又は、調査日に最も近い決算日前の1年間に取得した有形固定資産及び無形固定資産の額(消費税額を含む。)。

①「**有形固定資産**」は、「機械・設備・装置」、「土地」、「建物・その他の有形固定資産」の購入に要した費用。

ア 「**機械・設備・装置**」は、耐用年数1年以上で取得価額が10万円以上の情報通信機器、工具器具、機械、設備、装置、備品などの購入費用。

イ 「**土地**」は、土地の購入費用及び既存の土地整備に要した費用。

ウ 「**建物・その他の有形固定資産**」は、建物の購入費用、改築・改装費用、給・排水及びガス設備、冷暖房設備などの建物付属設備の購入費用及びその他取得した有形固定資産の購入費用など。

②「**無形固定資産**」は、借地権、ソフトウェア、特許権、商標権、実用新案権、意匠権、電話加入権、営業権など物的な存在形態を持たない固定資産(法律的権利又は経済的権利)の購入に要した費用。